

植えてみませんか？ 育ててみませんか？ 身近なみどり

—令和元年度 緑化樹配付事業のごあんない—

大阪府は市町村と協力して
緑化樹の無償配付を実施します

地域の方々が協同で行う、多くの方の目に触れる場所(敷地の接道部やコミュニティースペースなど)での緑化活動が対象です。

例えば・・・こんな場合に樹木の配付が受けられます！

住宅地で...

住宅地やマンションなどを自治会や町内会の皆さんが協同で緑化するとき。

学校で...

学校、幼稚園などでPTAの皆さんが協同で緑化するとき。

近くの公園で...

近くの公園や公共の場を地域の皆さんが協同で緑化するとき。

工場で...

快適な職場環境をつくるため、工場を社員の方や地域の皆さんが協同で緑化するとき。



こんな樹木を配付します！

	配付時の樹木の高さ	樹種
高木	約1.5m	キンモクセイ、サザンカ、セイヨウカナメ（レッドロビン）、ヤマモモ、イロハモミジ、コブシ、サルスベリ、ソメイヨシノ、ハクモクレン、ハナミズキ、ヤマザクラ 以上 11種類

※1箇所あたり10本以上の申請が配付条件です。

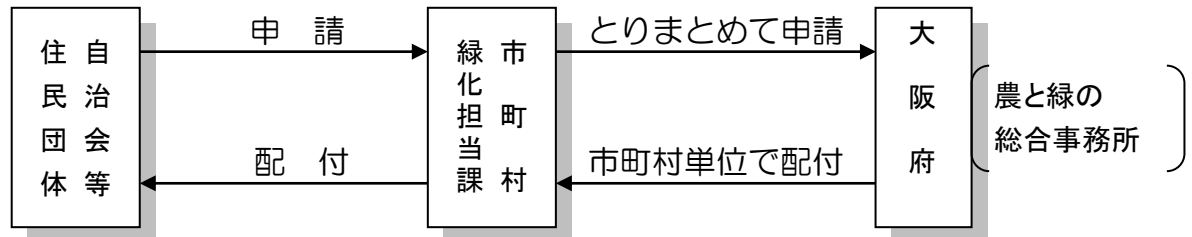
※配付した樹木は、プランター等に鉢植えするのではなく、地植えするようにしてください。

※樹種は変更する場合があります。

樹木の配付を受けるには.

令和元年6～8月頃に、各市町村の広報媒体（ホームページや広報・配布チラシ等）をご確認のうえ、各市町村の緑化担当課に申し込んでください。

※ 申込みの締切り日は各市町村によって異なりますので、必ず事前に最寄りの市町村（緑化担当課）へ確認してください！



(注意事項)

- 配付本数には限りがあるため、配付ができない場合や、ご希望の樹種や本数をお渡しできない場合があります。
- 住民や社員、PTAなどの皆さんが協同して行う緑化が対象となります。植栽を業者だけで実施するなど、協同緑化でないものは対象となりません。
- 配付された樹木は皆さんのものです。植え付けや管理は、配付の申し込みをされた皆さんで責任をもって実施してください。
 - 樹木を受け取り、植え付けされましたら、配付された樹木の写真を実績報告書として提出をお願いします。
なお、写真の撮影は以下の点を踏まえ、実施してください。
 1. ①植栽前 ②植栽活動中 ③植栽後に活動された皆さんの集合写真を撮影する。
 2. 配付された樹木がすべて確認できるように撮影する。
 3. 写真は必ず「みどりの基金」のロゴとともに撮影する。
- 樹木の植栽場所（施設名）や団体名を、実績報告書やホームページで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。



緑化樹の配付時期について

令和2年2月から3月頃に各市町村が指定する場所で配付をいたします。
詳しくは各市町村の緑化担当課までおたずねください。

大阪府環境農林水産部 みどり推進室
みどり企画課 都市緑化・自然環境グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16
大阪府咲洲庁舎 22 階

TEL 06(6210)9558